

2025 年 8 月 1 日

日本スポーツ精神医学会
会員各位

日本スポーツ精神医学会
選挙管理委員会 委員長 北原 亜加利

日本スポーツ精神医学会 役員選挙についての公示

日本スポーツ精神医学会選挙管理委員会より、役員(理事)選挙について公示されました。
選挙管理委員会は「役員選出規定」に基づき役員選挙を行います。下記をご参照の上、
ご投票の程よろしくお願い申し上げます。

公 示 日 : 2025 年 8 月 1 日(金)
異議申立て期間: 2025 年 8 月 1 日(金)～8 月 8 日(金)
選 挙 日 : 2025 年 8 月 19 日(火)
投 票 締 切 日 : 2025 年 9 月 9 日(火)*必着

記

1. 事前に選挙権名簿、被選挙権名簿を公示します。異議のある会員は異議申立て期間内に事務局までお申し出ください。期間経過後の異議申立てはお受けいたしかねます。
2. 選挙権保有者には選挙投票書類を郵送にてお送りいたします。同封別紙の被選挙権名簿の中から、投票用紙に役員候補者の氏名を 3 名連記して下さい。3 名に満たない数の記入でも有効です。
3. 投票用紙を必ず白色の中封筒(無記名)に入れ、さらに茶色の投票用紙返送用封筒に入れて、**110 円切手**を貼付の上 2025 年 9 月 9 日(火) (必着) までにお送り下さい。(投票者のプライバシー保護のため、開票作業は全ての中封筒(無記名)を返信用封筒から取り出し終わった後に行います)

また次のような場合は、投票を無効とします。(役員選出規程；第 11 条)

- (1) 規定の投票用紙および返信用封筒を用いない投票
- (2) 1 票に規定の候補者数を超えて記載した投票(すべて無効)
- (3) 記入された候補者名が明らかでない、あるいは、候補者氏名以外の氏名を記載された投票
- (4) 投票期日を過ぎてからの投票(19 日以降の投票受付)
- (5) その他、委員会が正当な理由により無効と決定した投票

以上